平成２４年（フ）第１９４２号
神奈川県海老名市下今泉２丁目２番２―122号
債務者　富高加代子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４６号
横浜市青葉区市ケ尾町422番地１　ヴェルデ市ケ尾Ｂ―102
債務者　加藤　夏美
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５２号
横浜市南区別所１丁目５番12号　ウィンズ上大岡Ａ棟202
債務者　箱守　重男
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９５５号
横浜市神奈川区新子安１丁目45番18号
債務者　石松　　望
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
愛媛県八幡浜市大平１番耕地471番地１　城徳マンション201号
債務者　菊地　治則
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時30分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２８１号
千葉県八街市八街へ215番地80
破産者　小室　美信
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８３号
大分市城東町４番26号
破産者　株式会社九州日建工事
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１８９４号
札幌市東区北34条東８丁目３番５号
破産者　東郷建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１号
茨城県結城市大字結城10045番地
破産者　坂入商事株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
新潟県新発田市五十公野4742番地２
破産者　神田　正明
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第５２号
新潟県新発田市五十公野4742番地２
破産者　神田　悦子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２号
新潟県村上市山辺里430番地
破産者　村上ハウジング企画株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２１号
岐阜県土岐市肥田町肥田287番地の97
破産者　伊藤　時次
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７３１号
静岡県藤枝市前島３丁目10番33号
破産者　株式会社ハレ・プランニング
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３２２号
名古屋市緑区ほら貝２丁目138番地
破産者　藤和電設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３４号
最後の住所大分市大字南261番地の３
破産者　被相続人亡江藤源哉相続財産
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
青森市大字奥内字宮田３番地の２
破産者　株式会社マルシメ奥谷土建
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３７号
横浜市港南区芹が谷４丁目１番14号
破産者　有限会社昭栄
1　決定年月日　平成24年９月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部